

携帯電話利用指導の動向と課題

Discussing new communication : Possibilities of Lessons for Using Cellular Phones

高橋 英児

Eiji TAKAHASHI

1. 問題設定－携帯電話をめぐる大人の議論

青少年の携帯電話利用に対して、どのような指導を行っていくかは、現在、重要な課題の一つになっている。文部科学省による「子どもの携帯電話等の利用に関する調査の結果(速報)」(2009年2月25日)の公表時には、マスメディアによる青少年の「ケータイ依存」に関する報道がなされたことは記憶に新しい*1。しかし、それ以前にも、出会い系サイトでのトラブル、架空請求などのインターネットを介して犯罪に巻き込まれるケースのように青少年が被害者となるケースだけではなく、例えば、長崎県佐世保市女子児童殺害事件(2004年6月)のような犯罪事件や2006年頃の「ネットいじめ」など、青少年が加害者となるケースによって、携帯電話やインターネットの利用に対する危機意識が喚起されてきていた*2。

青少年が使う携帯電話は、もはや電話機としてのみ使用されてはいない。現在は、動画や写真の撮影、インターネット接続による情報検索・交換やメールの送受信、音楽やTV番組の視聴、電子マネーの利用なども可能になるなどマルチメディア化が進み、その性能はめまぐるしく進歩している。また、多くの調査から、通話機能よりもメール機能の方が頻繁に利用される傾向が指摘されているだけでなく、ネットいじめで注目された「学校非公式サイト」のような掲示板(BBS)、個人の日記を綴ったブログ、プロフィールサイト(プロフ)、mixiなどのソーシャルネットワークサービス(SNS)、オンラインゲームなどのように*3、青少年は、携帯電話を利用してメールだけでなく、ウェブ上でのつながりも多様に持っており、大人のまなざしが行き届かない世界を広げている。こうした携帯電話というメディアを使いこなす青少年に、そのメディアに不案内な大人が戸惑っている状況もある。

このような流れの中で、近年、各自治体が青少年の携帯電話利用に関して対策を講じてきている。とりわけ注目を集めたのは、2008年12月の大阪府教育委員会による公立小中学校の児童生徒による携帯電話の持ち込みの原則禁止、府立高校での校内使用の原則禁止の方針の発表や*4、翌2009年6月の石川県による全国初の子ども携帯所持の制限を規定した「いしかわ子ども総合条例」の改訂*5など、従来の文部科学省が各学校の判断や保護者の判断に委ねてきた部分に地方行政が踏み込んだ施策を行う動きである。これらの動きの根底にあるのは、青少年の発達に携帯電話が悪影響をもたらすという観点から、管理・規制をしようとするもので、携帯電話の弊害に注目した施策であると言える。

他方で、上述のような携帯電話利用の管理・制限に対して携帯電話の効果に注目する立場からの批判もある。例えば、社団法人関西経済連合会は、意見書「青少年が健全に利用できるモバイルインターネット環境の実現に向けて」(2009年1月8日)を大阪府知事に提出している。その主旨は、「日本の国際競争力の源泉ともなりうるケータイの意義」を強調し、将来国際競争力の源泉ともなりうる産業の芽を摘むような規制強化に反対すると共に、国際化に対応した人材育成の面からも規制は望ましくないもので、むしろ使いこなせるようなメディアリテラシーの育成を積極的に提言するものであった。意見書では、「ケータイを取り上げたり、情報を遮断して触れさせないことで問題の解決を図るような短絡的な対処法」などのような「過度な保護は、今後の情報化社会に求められる『多様な情報を主体

的に取捨選択し、自ら判断できる能力』を身につける機会を奪うことになり、青少年の健全な育成にはつながらない」と批判し、ケータイやインターネットの「利便性と危険性の両面を理解させて適切に啓蒙しながら、自ら有害情報に対応できる能力を発達段階に応じて徐々に身につけさせることが、日本の将来をも見据えた健全育成のあり方ではないだろうか」として、携帯持ち込み・所持禁止に対しては配慮を求めている*6。

このように、青少年の携帯電話利用に関する議論では、当事者である青少年が置き去りにされている印象がある。なぜなら、携帯電話が青少年へもたらす悪影響を懸念する立場も積極的な効果を期待する立場も、青少年たちが携帯電話を利用する背景や事情へのまなざしを欠いて、「どう利用させるか」という議論を行っているからである。例えば、青少年の「ケータイ依存」を問題にするにしても、「なぜ、青少年は携帯電話に依存してしまうのか」など当事者側の事情を考えることなく、大人にとって「望ましくない」という理由で携帯電話の利用を禁止したり制限する対応が、どの程度当事者である青少年に説得力あるものとして受け容れられるかは疑問である。

むしろ、近年の青少年研究が指摘しているように、携帯電話が青少年の生活にとって必要不可欠なものであり、特に友人関係の維持において重要な役割を果たしているという事実*7から、その指導を出発していくことが必要ではないかと考える。例えば、土井隆義のように、携帯電話が「危うい人間関係のなかで自分の位置を知るための、いわば社会的GPS（グローバル・ポジショニング・システム）の装置」として、子どもたちにとって不可欠な「自己ナビゲーションのためのメディア」になっている現実があるという指摘*8は無視できないだろう。この指摘からは、携帯電話の禁止や規制でも、あるいは、メディアリテラシーの育成でもない、第三の指導の視点の重要性が導きだされると考える。

したがって、本研究では、近年の青少年に対する携帯電話の利用指導を近年の青少年研究の視点から問い直し、利用指導の新たな視点を今後の課題として提出することを目的とする。そのために、まず、近年の携帯電話の利用指導の動向と特徴を示し、次に青少年研究で示される携帯電話利用の実態とそこの青少年の友人関係、およびその背景を分析し、これらを踏まえて携帯電話利用指導の新たな視点を考察したい。

2. 携帯電話利用指導の動向

1) これまでの教育行政の取り組み

携帯電話の利用指導に関しては、大人側への対策に議論の中心があった。教育再生会議は、第一次報告書では家庭でのルールづくりに言及し、携帯電話のフィルタリングと契約時に親が立ち会うことを基本とすることを、第二次報告書では保護者への啓発活動を行うことを、そして最終的に第三次報告書では、「学校における携帯電話の使用制限等の措置（携帯電話の授業中の使用禁止の徹底や学校への持込禁止など）を積極的に推進することや「子供が使用する携帯電話に必ずフィルタリングを設定するよう、携帯電話へのフィルタリング義務付けの法的規制の導入を進める」ことを2007年に続けて提言している*9。

教育再生会議の報告書では、最初は保護者に対する要請が中心であったが、先述の大阪府の対応などと同様に、やがて学校の指導にも踏み込んだ要請へと変化している。教育再生会議後に発足した教育再生懇談会は、この教育再生会議の提言を引き継ぎ、携帯電話の問題性に言及した提言を行っている。「これまでの審議のまとめ—第三次報告—」（2009年2月）では、携帯電話などの機器により「一面では、猥褻情報や暴力・犯罪・いじめを誘発する情報などの有害情報が子供に悪影響を与えるとともに、子供の生活習慣の乱れ、対人関係の希薄化、本離れ、地域との触れ合いの減少などの弊害も指

摘されるようになり、大人社会としての対応が求められている」とし、「携帯電話利用に伴う弊害から社会総がかりで子供を守る」ことを打ち出している。そして、携帯電話についての教育の推進の他に、必要のない限り小中学生が携帯電話を持つことがないよう、保護者学校の協力を求めたり、小中学校生の携帯電話は通話機能に限定するなどの第一次報告書の提言に沿った具体的・実効的な取組を進めるとしている*10。

教育再生会議から教育再生懇談会のこうした動きに対応して、文部科学省も携帯電話の指導に関する通知を出している。ひとつは、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取り組みの徹底について (通知)」(2008年7月)であり、もうひとつは、「学校における携帯電話の取り扱い等について (通知)」(2009年1月)である*11。

前者は、携帯電話等の利用の実態の把握、学校における携帯電話の取り扱いに関する方針の明確化、その他情報モラル教育の取り組みや有害情報に関する啓発活動などを各学校および教育委員会に求めている。しかし、この段階では、携帯電話の扱いは各学校の判断に任されており、小中学校における携帯電話の持ち込みの原則禁止、機能を限定した携帯電話の持ち込みを学校長の判断により可能にするといった内容は「指針例」として例示されるに留まっている。

これに対し、後者の通知は、情報モラル教育の取り組みに関してはほぼ同じ内容であるが、学校における携帯電話の取り扱いに関しては、「学校における教育活動に直接必要のない物」とし、「小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止」、高等学校では、授業中の使用の禁止や学校内での使用の一律禁止など「学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべき」と、明確に校内への持ち込み禁止・使用の禁止の方針を打ち出している。

なお、情報モラルに関する教材例として、文部科学省は、前者の通知において、スポーツ・青少年局青少年課作成のリーフレット「ちょっと待って、ケータイ」(児童生徒対象)を公表し、指導での利用を推奨している。児童生徒対象のリーフレットでは、児童生徒に対し、携帯電話のフィルタリング機能、ルールやマナーの重要性を説くと共に、4つの問題と具体的な問題を扱っており*12、携帯電話利用の影の部分(危険性や問題性)についての啓発を行う内容が中心になっている。

2) 教育現場での取り組みの動向

では、こうした教育行政の動きに対して、教育現場ではどのような取り組みが報告されているのか。ここでは、紀要等に報告された実践(小学校～高校まで)を中心に、指導の類型化を試みたい*13。

まず、携帯電話利用指導では、携帯電話を青少年が利用することを前提とした積極的指導と使わないことを前提とした消極的指導の2つに大別できる。以下、それぞれに関して概観する。

①積極的指導

ここでは、青少年が携帯電話を利用することを前提に、携帯電話そのものについて学ばせる予防的・啓発的な指導と、携帯電話を手段として扱うメディア・リテラシーの指導に分けられる。

予防的・啓発的な指導では、主に携帯電話のマイナス面(有害情報サイトでの被害、ネットいじめ、チェーンメールなど携帯電話をめぐるトラブル)に注目し、携帯電話をめぐるトラブルを取り上げながら、情報モラルやマナー、ルールの必要性などを学ばせることが中心になっている*14。藤川大祐は、携帯電話というメディアを理解させ、積極的に活用できるようにするための指導として、特に「悪意ある送り手」について理解させる授業と携帯電話を用いたコミュニケーションが自分たちに及ぼす影響を考えさせる授業の必要性を説いているが*15、多くの取り組みはこのような視点に基づいた指導になっている。例えば、稲垣忠らが開発したWebを利用した小学生向け情報モラル教材では、携帯電

話に関するトラブルを登場人物が解決していくという内容で、学習者に課題解決方法を選択させるものになっている。稲垣らは、「ルール」「コミュニケーション」「生活」「安全」「個人情報」「マナー」の6つのカテゴリに分け、各カテゴリに利便性1項目と留意点2項目の3項目を配して教材化しているが、主としてトラブルから学ぶという構造になっている*16。その他にも、携帯電話に関する情報モラルに関する学習として、携帯電話の機能（テレビ電話・カメラ・インターネット）のメリット・デメリットを調査し、話し合う実践などもある*17。

メディア・リテラシーの指導では、携帯電話のプラス面に注目し、学習活動での積極的な利用を位置づけ、メディアとして使いこなすよう指導するものである。例えば、学校間交流や専門家による遠隔授業などコミュニケーションに用いる取り組み*18をはじめ、携帯電話のカメラ機能と通信機能を利用して、学外での調査の記録をWeb上で共有する取り組み*19 などがある。これらは、携帯電話のマルチメディア性を積極的に学習活動に位置づけるもので、パソコンなどよりも軽量で容易に扱え、利便性がある点にも着目した取り組みである。

②消極的指導

これは、青少年の携帯電話の利用を抑制することに主眼が置かれた指導である。先述したような学校への持ち込み禁止、あるいは所持の制限などの指導が当てはまる。指導の前提として、携帯電話は青少年には必要ないものあるいは望ましくないものとしてその弊害を強調し、携帯電話を用いないように指導することに主眼がある。

例えば、吉田浩之は、携帯電話が関係する生徒指導上の諸問題の未然防止という観点から、勤務する中学校での学校主導による生徒の携帯電話の所有を禁止する指導を検証している。吉田の取り組みでは、携帯電話の所有は禁止という学校の方針を明確に示し、生徒への指導だけでなく保護者との連携のためのプリント作成なども行っている。生徒に対しては、携帯電話がもたらす問題や弊害を取り上げた授業を全学級で行っているが、その指導方針は、「中学生には、携帯電話を所有させない中で将来よりよく携帯電話に関わることができるようになる教育を学校と家庭が連携をして行っていく必要があります」という保護者向けのプリントの呼びかけによく現れている*20。いわば、携帯電話から生徒を「保護」し、将来の使用に向けた準備教育を行う点に特徴があると言える。

以上、携帯電話の利用指導を類型化し、概観してきた。これらの携帯電話の利用指導において共通するのは、「携帯電話が青少年の成長・発達の様々な面に影響する（している）」という前提から実践が構想されている点である。例えば、積極的指導として展開される予防的・啓発的な指導も消極的な指導も、「携帯電話が彼らの行動や友人関係を悪い方向に規定している」→「だから、管理・啓蒙することでその行動スタイルや関係を変える」という構造になっている。また、積極的指導として展開されるメディア・リテラシー教育の場合は、「携帯電話の利用は、青少年のメディア・リテラシーの育成に良い影響を与える」→「だから、積極的に学習活動で用いていく」という構造になっている。もちろん、携帯電話が青少年の成長・発達に影響を与えるということはあるとしても、両者とも、青少年たちが携帯電話を利用する背景や事情へのまなざしを欠いて、望ましい青少年像に向けて「どう利用させるか」という指導になっている点が課題として挙げられる。

なぜなら、こうした「どう利用させるか」という指導の枠組みが依拠している、携帯電話が青少年の行動や態度を変容させ（てい）るという見方自体に疑問が投げかけられているからである。田所承己は、携帯電話と青少年の関係に対する大人の見方にある二つの立場—携帯電話の利用が今の青少年の状況を招いたという技術決定論的なアプローチと、利用者側の目的や状況がメディアの利用様態を構成的に規定していくという利用者自己発見的アプローチ—を取り上げ、青少年の友人関係の変化と

携帯電話との関係性に関する先行研究では技術決定論的な把握の限界が指摘されているとし、利用者自己発見的アプローチの有効性を説いている*21。

このような利用者自己発見的アプローチに立つ場合、携帯電話利用指導の主眼は、携帯電話の利用を規定するような青少年の状況や友人関係の在り方が中心になると考えられる。つまり、これまでの積極的指導および消極的指導とは別の視点として、携帯電話に象徴される青少年の友人関係に関する学びによって、彼らが友人関係について考え、より充実したものへとつくりかえていく機会を提供する、という第三の指導の可能性も現れるのである。近年の青少年研究では、携帯電話を介したコミュニケーションに関して新たな傾向を指摘し、携帯電話に依拠せざるを得ないような関係性が広がっていることを指摘している。そこで、以下では、青少年の携帯電話利用と友人関係に関する先行研究の知見を紹介しながら、第三の指導の可能性について考えてみたい。

3. 携帯電話コミュニケーションの特性

青少年の携帯電話コミュニケーションと友人関係に関しては、2000年前後に様々な調査や論考が示されてきた。これらの先行研究を概観すると、大きく以下の特徴が見いだせる。

1) 選択的友人関係

青少年が携帯電話を介して選択的に友人と関わっているという指摘は、これまで多くの研究者が指摘してきている。例えば、松田美佐は、いくつかのデータから、青少年の携帯電話と友人関係は、従来のような「広いー狭い」「深いー浅い」という軸ではなく「選択的」な関係性があると指摘し、同時にこうした関係性がどの世代にもあてはまる現象であり、「都市化」といった広い文脈で検討すべき現象であることも示唆している*22。また、携帯電話が、「友人関係を『より広く』維持していく特性」と『より深く』親密な関係を築いていく特性」を持つメディアとなっているという指摘もある*23。

浅野智彦は、1992年から2002年の10年間のデータを比較した結果、青少年の友人関係は、希薄化や孤立化・引きこもり傾向が進んだとは言えないと指摘している。しかし、一方で、友人関係をみると①多チャンネル化（友人関係をつなぐチャンネルの多元化・質的な多様化）、②状況志向（状況や関係に応じて複数の顔を使い分けるが、それでいてどの顔も単なる仮面というよりはそれなりに本気であるというような態度の取り方）、③繊細さ（関係を上手くマネジメントし、維持していくための配慮や気遣い）という特徴があるという。また、携帯電話やインターネットが、友人関係の多チャンネル化、関係に応じた自己の使い分けを支えていると指摘している*24。つまり、選択的な関係性を維持するためのコミュニケーション戦略が生まれており、携帯電話がそれを支えるという指摘である。

2) 常に繋がり合う「親密な」関係ーフルタイム・インティメート・コミュニティ

青少年の携帯電話利用調査において共通する特徴は、通話機能よりもメール機能の利用が多いこと、メールを送る相手はそれほど多くなく（5人前後）家族や友人など親しい間柄であること、学校以外の場所で一人である時などにも利用するなど常に誰かとつながっている傾向があること、という点が挙げられる*25。また、そこで行われているコミュニケーションは、コンサマトリー（自足的／自己充足的）なものであることが指摘されている*26。

このようなコミュニケーションの形態は、「フルタイム・インティメート・コミュニティ」（以下、FIC）と呼ばれている*27。石井は、「①普段からよく会っている親しい友人同士が、携帯電話で頻繁にコミュニケーションをすることを要件として『フルタイム・インティメート・コミュニティ』が成

立すること」②携帯電話を介したコミュニケーションが、コミュニティのメンバー同士の関係を緊密にし、24時間一緒にいるような気分になれること」と概念を整理している。このコミュニティでは「いつも一緒にの付き合い」が展開されているのだが、その内実は、例えば一緒に行動し、物理的に一緒でないときは携帯電話で連絡を取り合うなどして常に友だちとつながっているという「関係の形式面での濃密性」が見られると同時に、「理解」や「信頼」といった内面的な関わりを求めない「関係の内容面での希薄性」が見られると石井は指摘している*28。また、田所は、この二つの特性の中に、関係形成の社会心理的要因として孤独に対する恐れが存在することと、青少年期特有の「山アラシ・ジレンマ」の心理的葛藤によって外面的同調が志向されていることを指摘している。この外面的同調は、他者の視線に過剰に動機付けられた「群れ志向」とも言うべきもので、ここでは他者に脅迫的に依存して成り立つような特殊な〈親密さ〉に駆り立てられた対人関係（親密さへの強迫）が形成されうると述べている*29。

3) 他者とのつながりに対する不安や孤独感

FICでは、常につながりあうことが志向されているとともに、そこにはつながりに対する不安や孤独感もある、ということであった。

辻大介は、携帯メールに関する大学生調査の結果から、携帯メール利用が、つながりへのネガティブな依存をとまなう面をもつことを指摘している。辻は、「携帯メールによるつながりに空白が生じたとき、その空白をまた携帯メールによって埋めようとする傾向」から、「携帯メールがつながりを常態化することによってその空白への不安が高まり、高まった不安がまた携帯メールによるつながりの常態化をもたらし、……というように、つながりの不安が螺旋[スパイラル]状に増幅されていく可能性」を指摘している。しかし、こうした孤独不安の強い者ほど他者への一般的信頼が高い結果も見られることから、つながりの不安の背後にあるのは、「不信」ではなく「信頼」であることを示唆するとも指摘している。辻は、現代日本社会で進行している「関係性の流動化は、確かに一方でつながりの不安を拡大したかもしれないが、他方ではそれに適応するための他者（との関係性）へのセンシティブティを求めつつあるのではないか」と述べ、関係への敏感さが求められる状況が、その関係性変化の適応形態として、関係性の不安の感じやすさにつながっていると解釈している*30。

辻の指摘で注目すべき点は、つながりの常態化がそのつながり空白に対する孤独不安をもたらすという点と、孤独不安は関係性への敏感さの現れであるという点であろう。この二点は、今日の青少年の人間関係でしばしば指摘される「親密な関係の重さ」に通じると考えられるからである。

中西新太郎は、携帯コミュニケーションによって、友人とのつながりにおいて「不断に体感できる『一緒』」が出現した結果、「体感できない状況での『一緒』は想像しにくい」事態が生じていることを指摘している。そのため、「体感できる『一緒』をいつでも実現できるよう行動プログラム」を組むことでしか友人とのつながりを体感できないが故に、相互に縛りあうことで安心を確保しなければならない状態が生まれていると中西は説明している*31。この相互に縛りあう状況は、食事中や入浴中も携帯電話を使用するという調査結果やメールに対する即レスがマナーと答える青少年が多いことなどに示されている。

また、関係への敏感さは、関係の流動化の中で他者とのつながりが確立できないことが、そのまま自己存在の不安に通じる可能性もあることを示唆すると考えられる。こうした事態を象徴的に言い表せば、それは、「まなざしの地獄」(見田宗介)*32の今日的な展開ということになるだろう。土井は、「かつての青年たちが『私を見ないで』と叫んでいたとすれば、現在の青年たちは『私を見つめて』と叫んでいる」と述べ、60～70年代の若者の生きづらさとして見田が名付けた「まなざしの地獄」の内実の転換を強調する。そして、「近年は、周囲の人間から自分が『見られていないかもしれない』ことに

よる寄辺のなさ、その『不安』のほうが強まって」おり、「周囲のまなざしから解放されることによってではなく、むしろそれを心ゆくまで浴びることによって、自分の存在を確認したいという欲求の方が強くなっている」ことを指摘する*33。その意味で、携帯電話は土井が指摘するように「自己ナビゲーションのためのメディア」として必要不可欠なものになっているのである。

4. 携帯電話利用指導の新たな展望－第三の指導の可能性

以上、青少年の携帯電話コミュニケーションと友人関係の特徴を概観してきた。携帯電話は、関係の流動化を生み出すような社会構造（都市化、高度消費社会化など）の下で生きる青少年（大人も）にとって友人との関係づくり・維持に不可欠なものとなっていると共に、今ある彼らの関係を顕在化させるメディアであると言える。以下では、これらを踏まえて、携帯電話利用指導の第三の指導の視点について考えてみたい。

携帯コミュニケーションで形成されるFICにおいて青少年は、先にも述べたように、友人と親密な関係を築きたいという願いと同時に、選択的に関係をつくりつながっているが故の不安－常につながりを維持しようとすることに起因する不安－も抱えていた。

このよう関係性の背景には、日常生活において、生活の文脈を限定的に共有する共同体（選択的コミットメント）が生まれていることを踏まえる必要がある。浅野智彦は、この選択的コミットメントの特徴を「(従来の共同体のような＝引用者) 包括的ではないが親密であるような関係」であり、「参入・離脱の比較的容易な関係において、生活の文脈を限定的・選択的にのみ共有するような親密性」と特徴づけているが*34、それは、現代において、多様な集団（選択的共同体）を渡り歩き、その場その場の関係を維持し、自分の居場所を確保しなければならないという状況が一般化したことを意味している。同時に、こうした選択的関係の広がり、同質的な関係を強化し異質性を排除することにもつながっており、友人以外の他者に対する不安や恐怖が高まることも指摘されている*35。そのため、例えば友だち関係の棲み分けという形で異質な他者と関わる機会を避けたり、友人関係においても対立や葛藤を顕在化させないような関係維持の戦略（「空気を読む」「キャラ」など）も生じていることが青少年の実態として指摘されている*36。いわば、つながりを生み出す共同の世界が限定された中で、同質な他者との間にも異質な他者との間にも関係性を深める契機が持てないとも言えるだろう。

したがって、第三の指導では、藤川が指摘したような携帯電話を用いたコミュニケーションが自分たちに及ぼす影響を考えさせる授業の中味を、自分たちだけでなくそれを規定している環境への働きかけへと発展させるような志向が必要だと考える。その指導の視点として、以下の3点を挙げたい。

まず第一に、青少年の携帯コミュニケーションにある彼らの「願い」を出発点にするということである。つまり、彼らが友だちとつながる為の努力の中に、身近な他者とつながり、共同の世界を作りたいという願いがあり、他者との共同の世界の中で自分が生きているという安心感を求めている、ということを確認し、そこから指導の構想を立ててみるのである。そのためには、携帯電話から彼らが築いている友だちとの世界と一緒に探るような姿勢を教師が持つことが求められる。

第二に、先述した藤川のように、携帯電話を利用する自分たちの関係性を対象化するような学びを通して、自分たちの関係認識を深めると共に、さらにそれを規定している生活世界（社会構造や文化）についての学びを位置づけるということである。それは、自分たちが生きている現実を対象化することで、それを批判的に組み替えていく視点と対抗する世界のイメージを青少年の中からつくり出すということである。

そして第三は、第二の視点と連動するのであるが、こうした状況に対抗する世界（文化や関係など）

つくりだすことを携帯電話利用指導と関わらせながら展開していくことである。中学教師の高木安夫は、学校を離反した子どもたちが携帯電話のネットを介してつながる状況を紹介し、そこに日常を共にする関係はなく、いわば社会がないことが指導の困難さにつながっていることを指摘しているが*37、学校での生活と学習の共同化を通じて、彼ら自身の社会をつくらせていくことを追求することが必要になるのではないだろうか。それは例えば、望ましいルールを教師が示す指導から、携帯電話で維持している自分たちの現在の関係や築きたい友人関係を問い、そのために必要なルールをつくるというような方向性への転換などのように、携帯電話の利用を規定している状況そのものをつくりかえることから青少年に育てていくことでもある。

以上、近年の青少年研究の知見に基づきながら、携帯電話利用指導の新たな視点を今後の課題として素描してみた。今後は、上記の視点に基づいて、実際の指導モデルや教材について具体的に検討し開発していきたい。

-
- *1 例えば、朝日新聞「ケータイ事情を知らぬ親 プロフ公開・書き込み・チェーンメールで狂う生活リズム」2009年2月26日朝刊など。なお、携帯電話は、「ケータイ」と呼ばれることが多い。
 - *2 長崎県佐世保市女子児童殺害事件では、インターネットのトラブルが動機の一つとして挙げられ、青少年のメディア利用に注目が集まった。ネットいじめに関しては、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、平成18年度から「いじめの態様」に「パソコンや携帯電話等で嫌なことをされる」が新たに追加されている。(文部科学省児童生徒課、スポーツ・青少年局青少年課『ネットいじめ』等の子どもたちの携帯電話をめぐる問題への対応について)『教育委員会月報』平成21年(第60巻第11号)第713号、第一法規、38頁以下参照)。
 - *3 これらの各特徴は、濱野智史『アーキテクチャの生態系』(NTT出版、2008年)を参照のこと。
 - *4 大阪府の取り組みに関しては、(<http://www.pref.osaka.jp/jidoseitoshien/ijime/nettoijimekada.html>)を参照のこと(09.10.22閲覧)。なお、この取り組みに関する分析として、高橋英児「大人と携帯電話」『生活指導』(No.665)2009年4月号、100頁以下参照。
 - *5 石川県HP内 (<http://www.pref.ishikawa.jp/kodomoseisaku/plan-jyourei/index-jyoubunn.htm>) (09.10.22閲覧)。条例の第33条の2に「携帯電話の利用制限等」として、小学校・中学校段階の子どもに対し、保護者が「防災、防犯その他特別な目的のためにする場合を除き、携帯電話端末等を持たせないよう努めるものとする」という努力義務が盛り込まれている。
 - *6 社団法人関西経済連合会の意見書「青少年が健全に利用できるモバイルインターネット環境の実現に向けて」社団法人関西経済連合会HP内 (<http://www.kankeiren.or.jp/material/pdf/2009/090108.pdf>) (09.10.20閲覧)、5頁以下参照のこと。他方で、こうした若者を携帯電話の重要な市場とする動きに批判的な見解もある。例えば、小宮山康朗『ケータイ経済』が子どもを侵す＝子どもの生活を守るための新たな枠組みを求めて―』『生活経済研究』(No.28、2008年)など。
 - *7 これらの研究は後述する。なお、実態に関しては、例えば、文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」(2009年2月) (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/05/1266484.htm) (09.10.22閲覧)を参照。
 - *8 土井隆義『友だち地獄』ちくま新書、2008年、12頁および142頁以下参照。
 - *9 教育再生会議「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～(第一次報告)」「社会総がかりで教育再生を・第二次報告～公教育再生に向けた更なる一歩と『教育新時代』のための基盤の再構築～」(「社会総がかりで教育再生を・第三次報告～学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政が一体となって、全ての子供のために公教育を再生する～」);教育再生会議HP内 (<http://www.kyouiku-saisei.go.jp/kyouiku-saisei-kaigi/>) (09.10.22閲覧)を参照。

- *10 教育再生懇談会HP内 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku_kondan/houkoku/index.html) (09.10.22閲覧) 参照。
- *11 文部科学省HP内 (http://www.mext.go.jp/a_menu/seisyounen/houshin/index.htm) (09.10.22閲覧) 参照。
- *12 「やめようゾーン」ではケータイいじめを、「無視しようゾーン」ではなりすましメールや出会い系サイトなど違法サイトの危険性を、「見直しゾーン」ではケータイ依存から抜け出すためのルールの必要性を、「キケンゾーン」ではコミュニティサイトの危険性が扱われている。文部科学省HP内 (http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/index.htm) (09.10.22閲覧) を参照。
- *13 類型化に関しては、安藤明伸が、「手段-目的」「単独的-協調的」という軸で、大学教育までを含めた携帯電話利用の類型化を試みているが、この枠組みでは、携帯電話の利用が前提となっており、所持の制限や持ち込みの禁止などの指導が位置づけられていない。；安藤明伸「教育分野における携帯電話利用の現状と展望」『システム／制御／情報』Vol.50, No.6, 2006, 20頁以下参照。
- *14 携帯電話に関する情報モラル教育に関しては、その他に、平成19年度文部科学省委託事業 情報モラル指導ポータルサイトHP内 (<http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/index.html>) において、多くの事例が紹介されている。
- *15 藤川大祐「デジタル革命後のメディアリテラシー教材に関する考察」『千葉大学教育学部紀要』第54巻、2006年、71頁以下参照。
- *16 稲垣忠・林向達・中川一史「GBSに基づく小学生向け携帯電話モラル教材の開発」『電子情報通信学会技術報告書 ET, 教育工学』107(205)、2007年、29～32頁参照。
- *17 稲垣忠・小林祐紀・中川一史「携帯電話の教育利用と児童の受容態度についての調査」『教育システム情報学会誌』Vol.22 No.3, 2005, 189頁参照。；また、自治体レベルで情報モラルに関する講習会や指導資料の作成、児童生徒や保護者向けの情報サイトの開発などの取り組みもある。『教育委員会月報』平成21年(第60巻第11号)第713号、第一法規、では、群馬県と神奈川県との取り組みが事例として報告されている。
- *18 稲垣忠他、同上論文、188頁参照。
- *19 竹中真希子・稲垣哲成他「ケータイとWeb共有システムを利用した生活科の学習支援：家庭における児童の取材活動に関する保護者の評価」『日本教育工学会論文誌』29 (Suppl.)、2005年や有田浩子「総合的な学習でのブログ活用実践例」『学習情報研究』第193号、2006年を参照。
- *20 吉田浩之「中学校において携帯電話の所有を禁止する指導の実践」『奈良産業大学紀要』23集、2007年参照。保護者向けのプリントでは、例えば、「携帯電話が関係する諸問題は多発」「最悪の事態を想定する必要性」などの見出しで携帯電話の問題性が強調されている。なお、論文では、禁止する実践が携帯電話に関わる諸問題の防止に効果があったか否かの検証であるため、授業内容の詳細は紹介されていない。だが、生徒の質問紙で授業の効果として尋ねている項目全てが携帯電話の弊害に着目したものであることから、授業内容もこれらの項目に対応したものであると推察できる。吉田は、所有を禁止する実践が携帯電話に関係する生徒指導上の問題の未然防止に効果があったという結論を出しているが、生徒の携帯電話所持者がいないという中での実践であるため、こうした実践の効果に関しては、一層の検証が必要であると思われる。
- *21 田所承己「青少年の友人関係における〈親密さへの強迫〉と携帯電話コミュニケーション」『情報文化学研究』Vol.4、2005、14～15頁参照。
- *22 松田美佐「若者の友人関係と携帯電話利用－関係希薄化論から選択的關係論へ－」『社会情報学研究』No.4、2000年、111頁以下参照。
- *23 毛利康秀「携帯電話の利用と友人関係の変容に関する比較研究」日本大学社会学会『社会学論叢』Vo.160、2007、45頁参照。
- *24 浅野智彦「若者の現在」浅野智彦編『検証・若者の変貌』勁草書房、2006年、236頁～245頁参照。他方で、こうした選択的友人関係の内側に関しては、「みんなぼっち」という新たな関係性が90年代より生じて

きているとの指摘がある。藤村正之は、「みんなぼっち」の特徴として、「外部との境界線に意味があり、そこでの範囲にコミュニケーション回路を限定するということと、その一方、その内部空間には親しさと稀薄さがともに漂う」と指摘している。藤村正之「〈みんなぼっち〉の世界」富田英典・藤村正之編『みんなぼっちの世界』恒星社厚生閣、1999年、6～7頁参照。

- *25 例えば、大阪府教育委員会「平成20年度携帯電話利用についての実態把握調査（最終報告）」(<http://www.pref.osaka.jp/jidoseitoshien/ijime/nettoijimekada.html>) (09.10.22閲覧)、先述の文部科学省の調査や『子どものICT利用実態調査報告書（研究所報Vol.53）』（Benesse教育研究開発センター、2009年）、田所承己、前掲論文などを参照。それ以前の調査(1998年)でも、携帯電話で通話する相手は平均6.8人で、そのうち5人(73%)は普段よく会っている人と報告されている。仲島一朗・姫野桂一・吉井博明「移動電話の普及とその社会的意味」『情報通信学会誌』Vol.16 No.3、1999年、83頁参照。
- *26 例えば、石井久雄、「携帯電話で結ばれた青少年の人間関係の特質」（『子ども社会研究』9号、2003年）や田所承己の前掲論文、土井隆義の前掲書などを参照。土井は、携帯電話のメールは、「ふれあい」のためのメディアであり、「メールによってメッセージを交換しあう行為それ自体のほうに重要な意味がある」と指摘している（143頁）。また、こうした繋がり志向は、90年代以降に現れた若者のコミュニケーションの構造変容であるという指摘もある。北田暁大は、それを「《秩序》の社会性に対する《繋がり》の社会性の上昇」と名付け、この「《繋がり》の社会性」の特徴を、80年代の消費文化のなかでマスコミが提示した価値体系のような「大文字の他者が供給する価値体系へのコミットを弱め、自らと非常に近い位置にある友人との《つながり》を重視し、「《繋がり》の継続そのものを指向する」コミュニケーションが展開されており、ここでは「理念・共有価値の支えなき共同体」とでも呼ぶべき関係が生まれている、と指摘している。北田暁大『嗤う日本の「ナショナルリズム」』（NHKブックス、2005年）、19頁および205頁以下参照。
- *27 この概念は、仲島一朗らの前掲論文で提起され、以後、携帯電話と青少年の関係を考える上で重要な概念として注目されてきている。
- *28 石井久雄、前掲論文、45頁以下参照。
- *29 田所承己、前掲論文、16頁以下参照。
- *30 辻大介「つながりの不安と携帯メール」『関西大学社会学部紀要』37巻2号、2006年、46頁～51頁参照。
- *31 中西新太郎「少年少女の孤立と友だち階層制」『生活指導』2008年10月号（No.659）、明治図書、44頁～45頁参照。
- *32 見田宗介『まなざしの地獄』河出書房新社、2008年。
- *33 土井隆義、前掲書、134頁以下参照。大澤真幸も『不可能性の時代』（岩波新書、2008年）で同様の指摘を行っている。；今日的な「まなざしの地獄」の背景として、松田の指摘の「都市化」の他に、消費文化の浸透による個別化・個体化の推進による他者とのつながりの変化に注目する必要がある。この点に関しては、高橋英児「彼らの『願い』を知ることを出発点にして」『生活指導』2009年10月号（No.671）、明治図書、も参照のこと。
- *34 浅野智彦「親密性の新しい形へ」富田英典他編『みんなぼっちの世界』（恒星社厚生閣、1999年）、50頁以下参照。
- *35 辻泉「『自由市場化』する友人関係」岩田考他編『若者たちのコミュニケーション・サバイバルー親密さのゆくえー』恒星社厚生閣、2006年、25頁以下参照。
- *36 土井隆義、前掲書および『キャラ化する／される子どもたち』（岩波ブックレット、2009年）を参照のこと。土井はこうした関係を「優しい関係」と名付けている。
- *37 高木安夫「ネットで広がる学校を離反した子どもたちの世界」『生活指導』2009年10月号（No.671）、明治図書、81頁以下参照。